

上庄ひいらぎこども園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人
所 在 地	みやま市瀬高町上庄1295番地1
電話番号	0944-63-7859
代表者氏名	理事長 江崎 俊介

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	上庄ひいらぎこども園
施設の所在地	みやま市瀬高町上庄1295番地1
連絡先	電話番号0944-63-7859 FAX0944-63-7884
管理者	園長 永松 美和子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	1号認定 15人(3歳5人 4歳5人 5歳5人) 2号・3号認定 70人(0歳12人 1歳15人 2歳13人 3歳10人 4歳10人 5歳10人)
開設年月日	51年 4月 1日
事業所番号	

3 サービスの目的・運営方針

上庄ひいらぎこども園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2 6 6 4. 6 2 m ²
	園庭	6 7 7. 9 3 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造（耐火建築物）地上1階建て
	延べ面積	9 6 7. 6 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	3 室	りす組（満2歳児クラス）、うさぎ組（満3歳児クラス）、きりん組（満4歳児クラス）、ぞう組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	1 7	1 4	3	
看護師	2	1	1	
栄養士	1	1		
調理員	3	3		

当園では、「みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年みやま市条例第34号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間及び1号認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方及び1号認定の場合、8時から16時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針及び、認定こども園教育・保育要領を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 英語教室・体育教室・音楽教室・スイミング（希望者のみ）を行っています。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) 一時預かりを実施しています。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当該市町村が定める保育料を当園にお支払いいただきます。福岡銀行にて、口座振替をお願いします。引き落としは、毎月25日です。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始に関する事項

(1) 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	田中内科医院
医 院 長 名	田中 彰一
所 在 地	みやま市瀬高町上庄745
電 話 番 号	0944-63-8511

(2) 歯科

医療機関の名称	庄山歯科医院
医 院 長 名	庄山 昭彦
所 在 地	みやま市瀬高町上庄1164
電 話 番 号	0944-62-3337

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、当園の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 虐待防止のための措置に関する事項

当園では、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・ 苦情解決責任者 永松 美和子 (園長) ・ 窓口担当者 甲木 千穂 ・ ご利用時間 8:00～ 17:00 ・ 電話番号 0944-63-7859 F A X 0944-63-7884 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	濱武 晃	電話番号 0944-63-3794
		上庄ひいらぎこども園監事
	高木 省三	電話番号 0944-88-9609
		上庄ひいらぎこども園監事
福岡県運営適正化委員会	福岡県春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ内 (電話) 092-915-3511	

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額	園負担

保険の種類	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	園負担

18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
延長保育利用料 (標準時間) 延長保育利用料 (短時間)	人件費として 人件費として	1回 100円 1日 100円 (但し、11時間を超える延長保育については別途1回100円)
一時預かり利用料	人件費・給食代として	3歳未満児 2,000円 半日利用 1,300円 3歳以上児 1,400円 半日利用 1,000円
給食費 給食費 絵本代 保護者会費 制服 (3歳から) 体操服 (2歳から)	副食費 (3・4・5歳児) 主食費 (3・4・5歳児) 月刊誌 行事会費	月額 4,500円 月額 1,000円 クラス毎に定める 毎月 500円 実費

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

